

八千代市の給与・定員管理等について

(令和6年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和5年度	人 205,748	千円 67,395,050	千円 2,580,304	千円 11,680,562	% 17.3	% 16.3

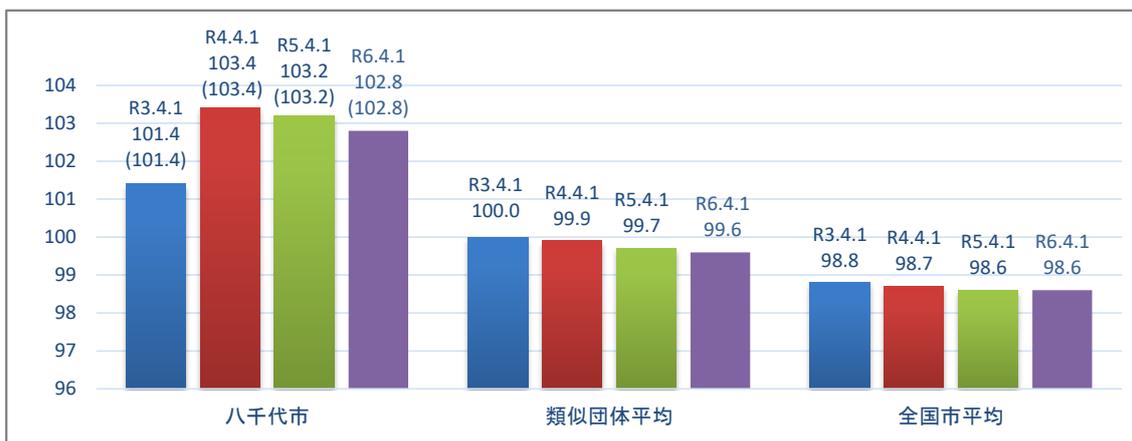
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和5年度	人 1,205	千円 4,432,463	千円 1,409,805	千円 1,951,816	千円 7,794,084

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,468	千円 6,591

- (注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。
 2 職員数は令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市では、過去の人口急増期に職員を大量に採用しましたが、近年はその世代の職員が定年を迎え、退職者が大幅に増加いたしました。そのため、定年を迎えた職員の職責を国に比べ若い職員が担うこととなっています。給料は職責に応じて決定されるため、国の経験年数が同じ職員と比較すると、給料月額が高くなっていることが、ラスパイレズ指数を引き上げているもっとも大きな要因と捉えています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し【実施済み】

実施内容 国及び県の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ
実施時期 平成27年4月1日
なお、国及び県と同様に激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施した。

②地域手当の見直し

八千代市は国基準10%に対し、従前より10%を支給しているため現状維持としている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国基準による支給割合	10%	10%	10%
八千代市の支給割合	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八千代市	40.5 歳	321,600 円	418,882 円	376,883 円
千葉県	40.1 歳	306,266 円	411,429 円	359,430 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	321,107 円	424,344 円	381,974 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (B)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		
八千代市	56.3 歳	33 人	352,600 円	425,595 円	393,370 円	-	-	-	
うち清掃職員	55.8 歳	12 人	365,600 円	453,941 円	410,775 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.44
うち用務員	59.2 歳	4 人	321,300 円	362,800 円	356,200 円	公共機関の清掃・保潔・保安業務	49.1 歳	244,800 円	1.48
千葉県	51.7 歳	287 人	296,294 円	355,777 円	332,509 円	-	-	-	
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円	-	-	-	
類似団体	52.4 歳	91 人	322,604 円	385,796 円	363,860 円	-	-	-	

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八千代市	7,034,157 円	- 円	-
うち清掃職員	7,495,372 円	4,376,300 円	1.71
うち用務員	5,871,898 円	3,297,300 円	1.78

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年から5年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の類似職種については、八千代市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトなどの非正規職員や派遣職員等を含んでおり、経験年数・平均年齢・業務内容・雇用形態等が一致しないため、単純に比較することはできません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		八千代市	千葉県	国
		決定初任給	決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	一般職 166,600 円
技能労務職	高校卒	176,100 円	169,000 円	-
	中学卒	-	155,300 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,252 円	371,300 円	401,975 円	413,400 円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(注) 令和6年4月1日に区分の経験年数に達した職員がいない場合「該当なし」と記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

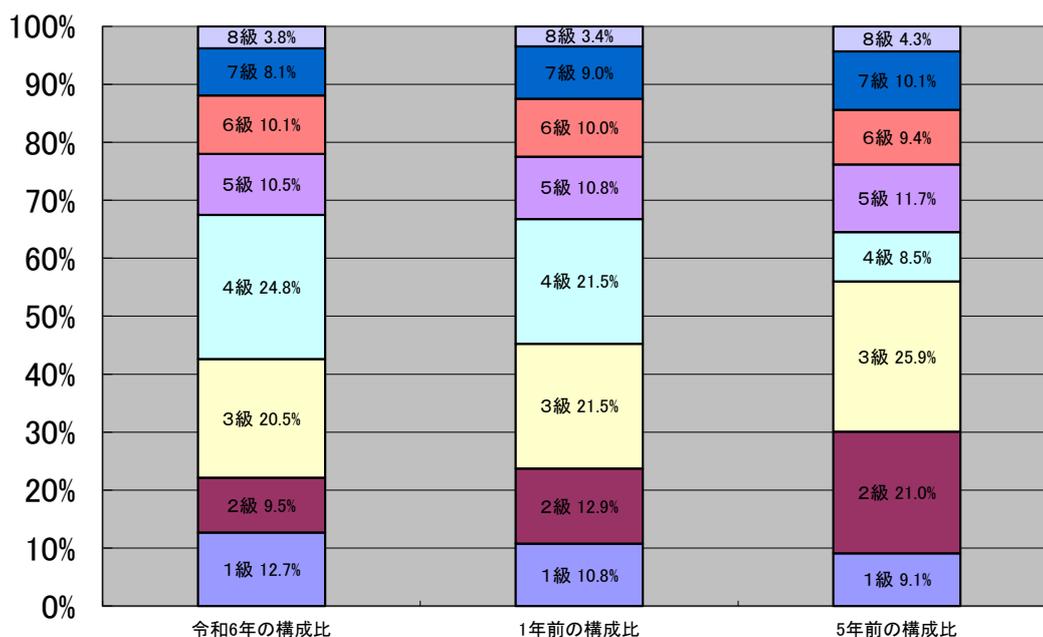
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事 技師	84 人	12.7%	162,100 円	249,400 円
2級	主事 技師	63 人	9.5%	208,000 円	305,200 円
3級	主任主事 主任技師	136 人	20.5%	240,900 円	351,000 円
4級	主査補	165 人	24.8%	271,600 円	383,600 円
5級	主査	70 人	10.5%	295,400 円	398,000 円
6級	副主幹	67 人	10.1%	323,100 円	411,300 円
7級	課長 室長	54 人	8.1%	365,500 円	451,400 円
8級	部長 局長 次長	25 人	3.8%	410,300 円	470,000 円

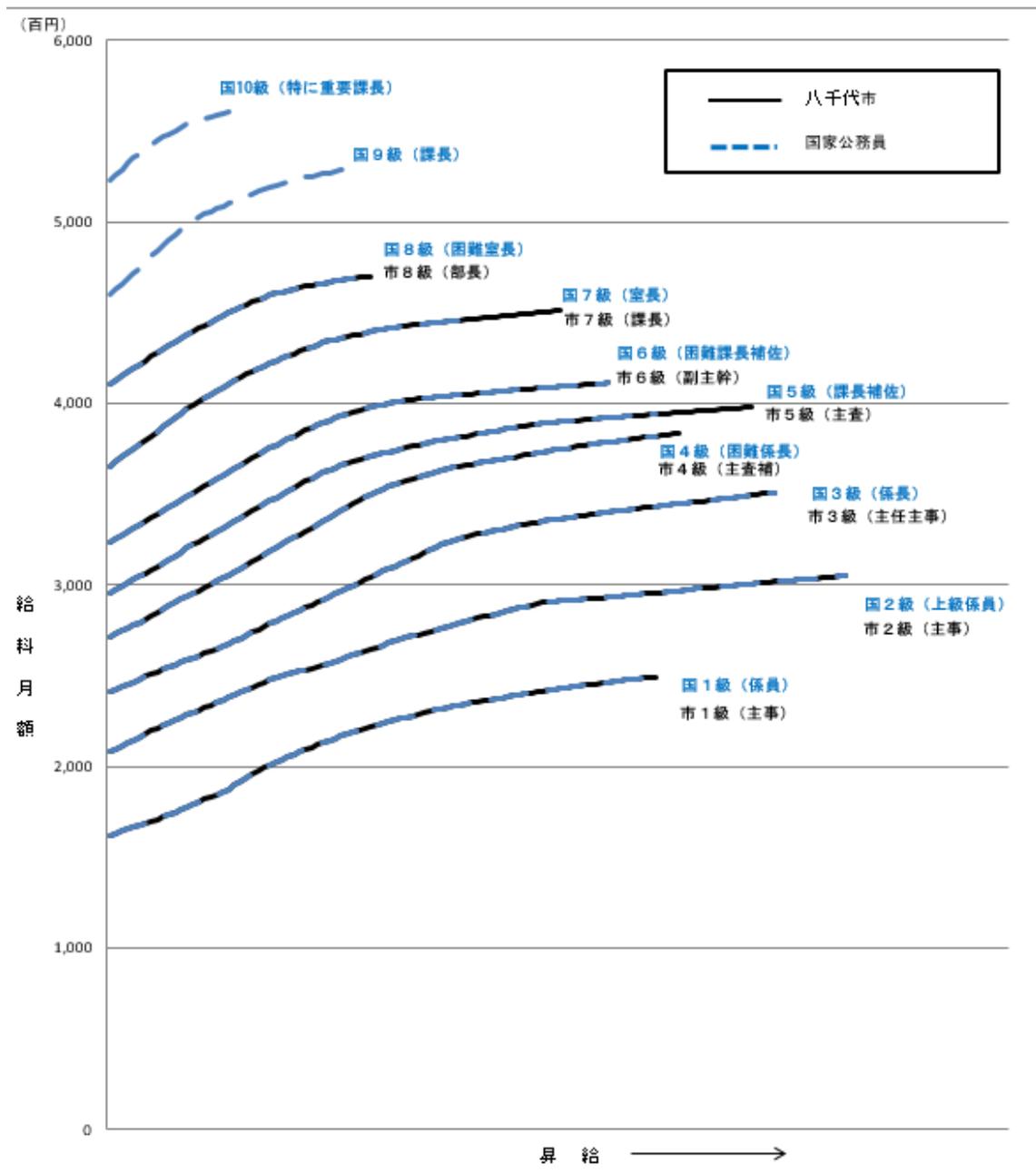
(注) 1 八千代市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な補職名です。

3 一般行政職とは税務職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、清掃職員、学校給食員その他技能労務職、小・中学校教育職、その他の教育職以外の職員です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八千代市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八千代市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,565千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,691千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（八千代市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

八千代市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	(2%~45%加算)		定年前早期退職特例措置	(2%~45%加算)	
一人当たり平均支給額	2,153千円	21,668千円			

- (注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			484,482千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			373,253円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全域	10%	1,326人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		17,311千円		
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		35,328円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		37.0%		
手当の種類（手当数）		19		
手当の名称	主な支給対象職員 （支給実績職員）	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
滞納処分手当	税務職員、国民健康保険の賦課又は徴収の事務に従事する職員	市税の滞納整理、犯則事件の調査又は滞納処分の執行のため出張し、これらの業務に従事したとき（滞納整理にあつては、滞納者と交渉したときに限る。）及び国民健康保険料の賦課又は徴収の事務に従事する職員が国民健康保険の滞納整理又は滞納処分の執行のため出張し、これらの業務に従事したとき（滞納整理にあつては、滞納者と交渉したときに限る。）	20千円	日額290円
買収交渉手当	5年度支給実績なし	土地、家屋その他物件の移転又は買収の交渉の業務に従事したとき	0千円	日額330円
毒物・劇物取扱手当	5年度支給実績なし	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条各項に規定するものを使用し、検査、試験、病虫害防除等の作業に従事したとき	0千円	日額250円
消防活動手当	消防職員	(1) 救急救命士が救急救命処置を行ったとき	6,413千円	(1) 1回460円
		(2) 救急業務に従事したとき		(2) 1回190円
		(3) 救助の業務に従事したとき		(3) 1回240円
		(4) 火災防ぎょ活動に従事したとき		(4) 1回290円
機関運転手当	消防職員	救急業務又は救助若しくは火災防御の業務に従事するため出動する自動車の運転に従事したとき	776千円	大型車 1勤務 240円 普通車 1勤務 160円
高所作業手当	消防職員	10m以上の高所で作業又は訓練に従事したとき	425千円	日額260円
災害出動手当	災害救助又は罹災者対策の業務に従事する職員	非常災害の場合に出動し、その災害救助又は罹災者対策の業務に従事したとき	38千円	日額940円
行旅死病人取扱手当	5年度支給実績なし	行旅死病人取扱業務に従事したとき	0千円	1回2,910円
	行旅病人取扱業務に従事したとき	1回1,950円		
保育手当	保育士	保育の業務に常時従事したとき	3,485千円	日額140円
福祉業務手当	社会福祉主事の職にある職員	社会福祉の業務に常時従事したとき	1,929千円	日額170円
児童指導員手当	児童指導員	児童福祉施設において常時児童指導員の業務に従事したとき	32千円	日額160円
臨床心理士手当	臨床心理士	臨床心理士の業務に常時従事したとき	74千円	日額170円
理学療法士手当	理学療法士	理学療法士の業務に常時従事したとき	114千円	日額170円
防疫作業手当	5年度支給実績なし	伝染病患者若しくは伝染病の疑いがある患者の救護又は伝染病菌の付着若しくは付着の危険がある物体の処理作業に従事したとき	106千円	日額370円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症に係る消毒作業に従事したとき		日額370円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症患者に係る救急業務に従事したとき		日額4,000円
保健手当	保健師、栄養士、看護師及び歯科衛生士	保健衛生の業務に常時従事したとき	1,562千円	日額130円
清掃業務手当	清掃業務に従事する職員	(1) 廃棄物の収集車又は機械操作等の運転業務に従事したとき	1,662千円	日額450円
		(2) 廃棄物の処理作業に従事したとき		
動物死体処理作業手当	清掃業務に従事する職員	犬、ねこ等動物の死体処理作業に従事したとき	367千円	1回400円
守衛業務手当	守衛	守衛の業務に常時従事したとき	145千円	日額110円
建築主事業務手当	建築主事	建築確認等の業務に従事したとき	163千円	日額250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	443,433
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	366
支給実績（令和4年度決算）	451,138
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	373

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)で、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算) (単位：千円)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算) (単位：円)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額） 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 （8級の職員は3,500円） 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	114,399	226,981
住居手当	借家居住者に支給（月額） 家賃額に応じて28,000円を限度 （家賃16,000円を超える場合に限る。）	同じ	—	101,673	288,027
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 (1) 電車・バスを利用する場合 6箇月定期券等の価額による支給を基本として全額支給 (2) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて4,170円～40,520円を支給 (3) 自転車を使用する場合 使用距離に応じて3,980円～13,950円を支給	異なる	(1) 1箇月当たり55,000円を限度として全額支給 (2) (3) 使用距離に応じて2,000円～31,600円	135,329	122,580
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額） 職務の級及び区分に応じて81,900円～44,300円	異なる	区分及びその額	80,024	701,961
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等7,000円～10,000円 週休日等以外の日3,500円～5,000円	異なる	区分及びその額	282	14,100
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間に勤務を命ぜられた場合	同じ	—	85,608	230,749
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合	同じ	—	5,328	32,489
初任給調整手当	(1) 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員 (2) 上記以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に採用された職員 (上記1、2の手当については、採用後1年経過ごとに減額)	異なる	特定の官職に新たに採用されるもの等2,500円～414,800円	—	—
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて八千代市の区域に滞在することを要する場合			—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	市長	946,000 円	1,130,000 円 / 643,500 円	
	副市長	804,000 円	930,000 円 / 750,000 円	
報酬	議長	520,000 円	724,000 円 / 463,000 円	
	副議長	480,000 円	660,000 円 / 420,000 円	
	議員	460,000 円	606,000 円 / 400,000 円	
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)		
	副市長	4.1月分		
	議長	(令和5年度支給割合)		
	副議長 議員	4.1月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	$94万6千円 \times 在職月数 \times 0.35$	15,892,800 円	任期毎
	副市長	$80万4千円 \times 在職月数 \times 0.25$	9,648,000 円	任期毎
地域手当	市長	(支給率)		
	副市長	8%		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	12	12	0	
	総 務	229	234	5	文書管理システム運用管理の体制強化等による体制見直し
	税 務	62	62	0	
	一 民 生	304	300	-4	育休職員の復職に伴う育休代替職員の減員等
	衛 生	104	111	7	地域医療及び母子保健事業等による体制見直し
	一 般 行 政 部 門	0	0	0	
	農 林 水 産	22	22	0	
	商 工	10	11	1	経済環境部に係る体制強化
	土 木	100	102	2	小学校施設整備事業に係る体制強化
	計	843	854	11	<参考> 人口1万当たり職員数41.50人 (類似団体の人口1万当たりの職員数45.11人)
教 育 部 門	132	128	-4	公民館及び図書館等に係る体制の見直し	
消 防 部 門	230	232	2	体制見直し	
小計	1,205 (40)	1,214 (45)	9 (5)	<参考> 人口1万当たり職員数59.00人 (類似団体の人口1万当たりの職員数61.34人)	
公営企業等会 計部門	水 道	42	42	0	
	下 水 道	17	18	1	公共下水道維持に係る体制強化
	そ の 他	65	66	1	介護保険に係る資格・徴収に係る体制強化
	小計	124 (2)	126 (3)	2 (1)	
合 計	1,329 (42) ※1,401	1,340 (48) ※1,403	11 (6)	<参考> 人口1万当たり職員数65.13人 (類似団体の人口1万当たりの職員数73.94人)	

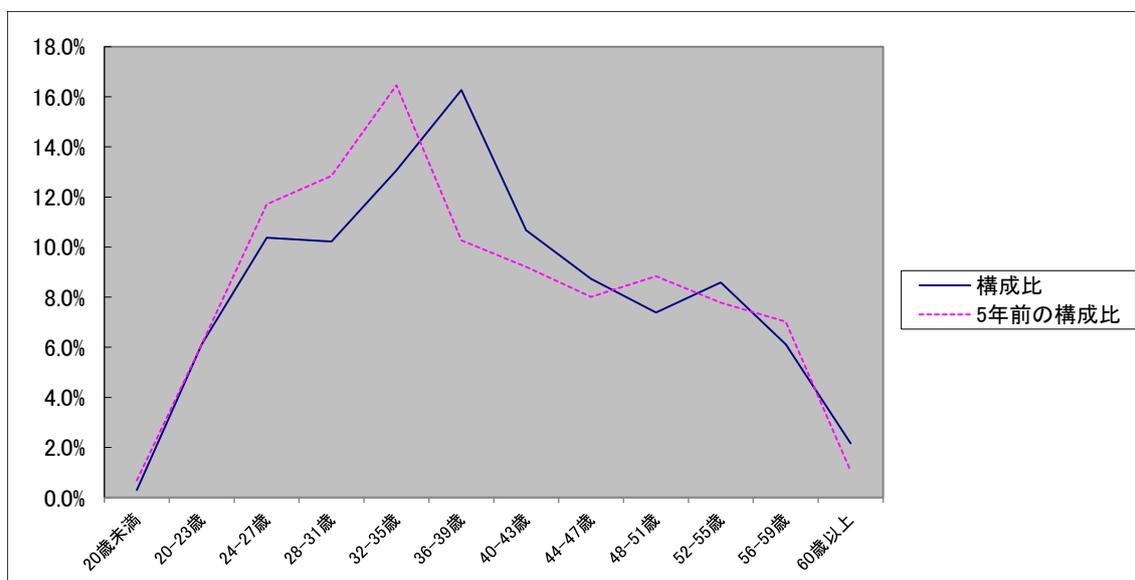
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 () 内は、再任用の短時間勤務職員であり、外書きです。

3 ※は、条例定数の合計です。

4 類似団体の数値は、令和6年4月1日現在。(合計欄の類似団体の数値は、令和5年4月1日現在)

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数（人）	4	82	139	137	175	218	143	117	99	115	82	29 48	1,340 (48)
構成比	0.3%	6.1%	10.4%	10.2%	13.1%	16.3%	10.7%	8.7%	7.4%	8.6%	6.1%	2.2%	100.0%
5年前の構成比	0.7%	6.1%	11.7%	12.8%	16.5%	10.3%	9.2%	8.0%	8.8%	7.8%	7.0%	1.1%	100.0%

(注) () 内は、再任用の短時間勤務職員であり、外書きです。

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の 増減数（率）
	令和元年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
一般行政	844	828	822	837	843	854	10 (-3.8%)	
教育	139	135	134	136	132	128	-11 (14.8%)	
消防	224	228	228	229	230	232	8 (7.0%)	
普通会計 計	1,207	1,191	1,184	1,202	1,205	1,214	7 (-0.1%)	
公営企業等会計 計	117	116	119	119	124	126	9 (4.2%)	
総合計	1,324	1,307	1,303	1,321	1,329	1,340	16 (0.3%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	3,895,337千円	443,607千円	212,270千円	5.4%	5.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費94,652千円は含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	36人	133,393千円	52,503千円	46,243千円	232,139千円	6,448千円	6,118千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八千代市（水道事業）	40.5歳	370,474円	559,480円
団体平均（市町村）	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八千代市（水道事業）		団体平均（市町村）	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,630千円		1,506千円	
(令和5年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	-	
2.45月分	2.05月分		
(1.375)月分	(0.975)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による			
加算措置			
・役職加算 5～15%			

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八千代市（水道事業）			団体平均（市町村）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
定年前早期退職特例措置		(2%~45%加算)		
一人当たり平均支給額			21,626千円	一人当たり平均支給額 11,058千円

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

- 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
- 3 令和5年度の全退職手当受給者数が3人以下であるため、過去3年間の全退職手当受給者の平均支給額を記載しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			14,021千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			389,483円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	10%	36人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		180千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		10,612円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		44.4%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員 （支給実績職員）	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
現場業務手当	現場業務に従事した職員	工事の施行、監督、立会、測量、検査若しくは漏水調査又は浄水場又は給水場の施設の修理、点検等現場業務に従事した交替制勤務職員以外の職員	36千円	日額250円
緊急業務手当	時間外に出動した職員	正規の勤務時間外に漏水、施設の故障等緊急業務のため出動した職員	81千円	1回2,300円
災害出動手当	非常災害時に出動した職員	非常災害の場合に出動し、その災害救助又は罹災者対策の業務に従事した職員	64千円	日額2,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	10,637千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	332千円
支給実績（令和4年度決算）	14,328千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	448千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）で、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算) (単位：千円)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算) (単位：円)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額） 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 （8級の職員は3,500円） 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	3,979	209,403
住居手当	借家居住者に支給（月額） 家賃額に応じて28,000円を限度 （家賃16,000円を超える場合に限る。）	同じ	—	2,771	307,933
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 （1）電車・バスを利用する場合 6箇月定期券等の価額による支給を基本として全額支給 （2）乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて3,980円～39,430円を支給	同じ	—	4,587	152,896
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額） 職務の級及び区分に応じて81,900円～44,300円	同じ	—	2,842	710,400
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等7,000円～10,000円 週休日等以外の日3,500円～5,000円	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合	同じ	—	—	—
初任給調整手当	（1）科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員 （2）上記以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に採用された職員 （上記1、2の手当については、採用後1年経過ごとに減額）	同じ	—	—	—

(2) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益（純損失）	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率B/A	(参考)令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	3,428,649千円	73,660千円	136,721千円	4.0%	4.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費66,476千円は含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	25人	99,736千円	33,007千円	34,369千円	167,112千円	6,684千円	6,023千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八千代市（公共下水道事業）	43.5歳	390,504円	595,855円
団体平均（市町村）	44.5歳	334,536円	501,576円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八千代市（公共下水道事業）	団体平均（市町村）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,768千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	-
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	-

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八千代市（公共下水道事業）			団体平均（市町村）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
定年前早期退職特例措置		（2%～45%加算）		
一人当たり平均支給額	2,200千円	22,414千円	一人当たり平均支給額	4,406千円

（注）1 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

- 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
- 令和5年度の全退職手当受給者数が3人以下であるため、過去3年間の全退職手当受給者の平均支給額を記載しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			10,546千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			421,823円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	10%	26人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		159千円		
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		31,750円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		20.0%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員 （支給実績職員）	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
現場業務手当	現場業務に従事した職員	工事の施行、監督、立会、測量、検査若しくは漏水調査又は浄水場又は給水場の施設の修理、点検等現場業務に従事した交替制勤務職員以外の職員	147千円	日額250円
緊急業務手当	時間外に出動した職員	正規の勤務時間外に漏水、施設の故障等緊急業務のため出動した職員	12千円	1回2,300円
災害出動手当	令和5年度支給実績なし	非常災害の場合に出動し、その災害救助又は罹災者対策の業務に従事した職員	支給実績なし	日額2,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	4,287千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	204千円
支給実績（令和4年度決算）	7,190千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	342千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）で、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算) (単位：千円)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算) (単位：円)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額） 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 （8級の職員は3,500円） 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	3,003	187,674
住居手当	借家居住者に支給（月額） 家賃額に応じて28,000円を限度 （家賃16,000円を超える場合に限る。）	同じ	—	672	336,000
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 （1）電車・バスを利用する場合 6箇月定期券等の価額による支給を基本として全額支給 （2）乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて3,980円～39,430円を支給	同じ	—	1,827	91,340
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額） 職務の級及び区分に応じて81,900円～44,300円	同じ	—	2,705	676,200
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等7,000円～10,000円 週休日等以外の日3,500円～5,000円	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合	同じ	—	—	—
初任給調整手当	（1）科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員 （2）上記以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に採用された職員 （上記1、2の手当については、採用後1年経過ごとに減額）	同じ	—	—	—